

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集について

令和6年3月27日
個人情報保護委員会事務局

1 意見募集対象

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）」
 - ・「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）」
- ※ 最終的な内容は、本案から変更される可能性があります。

2 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）からダウンロード
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- (2) 窓口での配布
個人情報保護委員会事務局
(東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階)

3 意見提出期限

令和6年4月26日（金）まで（郵送の場合は同日消印有効）

4 意見の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) e-Gov の意見提出フォームを利用する場合
e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の当該意見募集ページの意見フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、御提出ください。
御意見を提出する場合、御意見の対象となる箇所を明記してください。
- (2) 郵送を利用する場合
別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、次の住所に送付してください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階
個人情報保護委員会事務局 監視・監督室（保護評価班）宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）」等についての意見提出」とわかりやすい場所に記入してください。

(3) 電子メールを利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入したファイルを添付の上、次のメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス：system-pia@ppc.go.jp

（件名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）」等についての意見提出」としてください。）

5 留意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は受け付けません。
- (2) 御意見には、氏名（団体の場合は、団体名、所属及び担当者名を記入）、電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。なお、これらは、必要に応じて御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。
- (3) 提出していただく御意見は、日本語に限ります。
- (4) 意見募集対象としておりますのは、上記1に掲げる案に記載の今回改正を行う内容に関するものとなっております。改正の内容に関係のない御意見につきましては、対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

- (1) 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) お寄せいただいた御意見につきましては、規則及び改正における参考とさせていただきますとともに、提出者の氏名等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がございます。
- (3) お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

別紙 意見提出様式

氏名	(フリガナ)
所属	(団体名) (部署名)
電話番号 (又は) 電子メールアドレス	
御意見	(該当箇所) ページ (御意見) (理由)

※ 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。